

事務連絡
令和7年7月2日

専務理事 各位

一般社団法人
全国ハイヤー・タクシー連合会
理事長 新田 慎二

地域公共交通会議当の円滑な開催等について

6月13日に閣議決定された規制改革実施計画に「乗合タクシー等の参入円滑化」が実施事項とされたことを受け、国土交通省物流・自動車局旅客課長から各地方運輸局自動車交通部長等あて発出された標記事務連絡を入手しましたので送付いたします。

つきましては、了知されるとともに傘下会員に対し周知方お願いします。

事務連絡
令和7年6月30日

各地方運輸局 自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

物流・自動車局 旅客課長

地域公共交通会議等の円滑な開催等について

路線不定期運行及び区域運行を行う場合の事業の適切性については「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」（平成13年8月29日付け国自旅第71号。以下「処理方針」という。）及び「一般乗合旅客自動車運送事業の申請に対する処理方針」の細部取扱について」（平成13年9月27日付け国自旅第93号。以下「細部取扱」という。）を、地域公共交通会議に関する考え方については、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第161号）をそれぞれ通達しているところである。

今般、路線不定期運行又は区域運行を実施しようとする場合の考え方等について、下記のとおり定めたので留意されたい。

記

1. 地域公共交通会議等での協議の要否の確認について

地域公共交通会議等での協議の要否について、処理方針においては「交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等明らかに路線定期運行との整合性をとる必要がない場合」と規定し、細部取扱においては「交通空白地帯、交通空白時間又は過疎地であって路線定期運行によるものが不在である場合等」の「等」には、路線定期運行では困難な需要に対応する空港アクセス型、観光需要対応型等の輸送形態が含まれる」と規定しているが、協議の要否を判断するに際しては、以下のような場合に該当するか否かを確認することとする。

- ・深夜早朝等の路線定期運行が運行していない時間帯（例えば、路線定期運行の最終便出発から始発便出発までの時間帯等）に運行する場合
- ・設定しようとする運賃及び料金が路線定期運行と比較して著しく高額であり、明らかに需要層が異なる場合

2. 複数の地方公共団体にまたがり運行する場合の地域公共交通会議等の協議の円滑化について

特に空港アクセス型又は観光需要対応型で行われる路線不定期運行又は区域運行については、複数の地方公共団体にまたがる運行が多々あり、合同で地域公共交通会議等を開催することは可能であるが、多大な調整が必要となることも想定される。また、地域公共交通会議等が設置されていない地域においては、同会議の設置に向けた調整から開始する必要が生じるなど、事業開始

までの見込みが立たない場合も存在する。

そのため、特に空港アクセス型又は観光需要対応型の路線不定期運行又は区域運行を実施しようとする場合における地域公共交通会議等の協議の円滑化を図るため、以下の取扱いも可能であることとする。

- ・ 空港アクセスに関する協議会など、道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 4 条の 2 で規定する地域公共交通会議の構成員の要件を満たし、運行しようとする地域において一つの協議会で協議することが可能な既存の協議会が存在する場合には、当該協議会を地域公共交通会議等に代替させる。
- ・ 既存の協議会が存在しない場合には、複数の地域公共交通会議等を開催することなく一つの協議会で協議することが可能となるよう、路線不定期運行又は区域運行を実施しようとする者からの求めに応じて、当該地域を管轄する地方運輸局又は沖縄総合事務局（以下「運輸局等」という。）が、協議会の構成員その他協議会の設置・開催に必要な事項を地方公共団体に対して提案する。

3. 路線不定期運行又は区域運行を実施しようとする場合の地域公共交通会議等における協議に係る標準処理期間について

運輸局等は、路線不定期運行又は区域運行を実施しようとする者から相談を受けた日から原則として 1 か月以内に地域公共交通会議等での協議の要否を判断することとし、地域公共交通会議等での協議をする必要があると判断をした場合、地方公共団体は、運輸局等において当該判断をした日から 2 か月以内に地域公共交通会議等を開催し、協議を開始した日から 2 か月以内に結論を得ることとする。

以上